

(仮称) 第4次人権施策基本計画骨子(案)への意見

2024年9月4日

公益財団法人反差別・人権研究所みえ

松村元樹

1. 市職員の意識と実践向上

【研修に参加する職員が限定されてきたこと、職員意識調査結果の課題(自由回答含む)、職員による不祥事の発生】(昨年度より全職員研修を実施→研修機会と内容の充実)

- 1) 全職員対象(会計年度任用職員含む)研修
- 2) 体系的レベル研修(採用1・2・3・4・5・10年、人権啓発推進員、管理職前、管理職等)
- 3) 人権・コンプライアンス研修の内容充実
 - ①公務員の責務の自覚
 - ②人権コンプライアンスの向上(法令より慣習や慣行が優先されている現状が国内で見られることから)
- 4) 人材育成基本方針を具体化するための、職員研修計画(仮称)を策定

2. 市民の人権講演会等への参加

(市民の人権講演会等への参加者割合が極めて低い→市民の参加率の向上)

- 1) 参加者数を増やすシステム
 - ①保育園・幼稚園保護者対象の研修や懇談会の開催
 - ②小中学校PTA等における人権講演会の開催
 - ③市内事業所(商工労働、福祉・医療、自治会等)における人権研修の充実
ア 県や伊賀市等の入札等加点制度の研究

3. 人権相談

(人権侵害に関する相談が市をはじめとする相談窓口に届いておらず、被害者の多くが泣き寝入り、身内等に相談して終わっており、権利が回復されていない→市等の相談窓口被害を受けた市民を接続)

- 1) 人権侵害とは何か(「ビジネスと人権指導原則」等を参考)について市民の末端にまで周知(保育園や小中学校、まちづくり、事業所等へのフライヤー等の配布)
- 2) 相談事例に関するフローチャートの作成と公表
- 3) 相談を受け名張市等で解決に至った事例の公表等
- 4) 専門性の高い相談員の設置や育成

4. 人権教育・啓発

- 1) 人権教育・啓発に関して、市民の意識にポジティブな影響を与え、無関心にならず、差別等の解消につながる実践力向上のための教育や啓発内容の確立(国の基本計画改定を踏まえて)

5. 「市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例」の改訂

- 1995年施行以降、一度も改正されていない条例は、このままでよいのか、

審議会での検証が必要。

- 1) 国際条約等が次々と発行
- 2) 新たな国内法や県条例の施行や新・改訂方針や計画の策定
- 3) 差別や人権侵害の変容
- 4) 差別事象等における条例改正が必要な立法事実の蓄積 等